

原子力防災

万一が原子力災害が発生した場合、情報を正確に入手し、落ち着いた行動をとることが重要です。

どんな時に屋内退避や避難が必要？

①原子力発電所の状況がどうなっているか、②放射性物質が放出されているか、③放射線の測定結果に異常があるか、などの事故進展の状況により、屋内退避や避難などの必要な防護処置を国が判断し、指示します。

事故進展の区分			PAZ (~5km圏)	UPZ (5~30km圏)
事態	状態	例		
警戒事態	緊急ではないが異常事象の発生またはそのおそれがある状態	玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合	施設敷地緊急事態要避難者*の避難準備	
施設敷地緊急事態	原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が生じた状態	全交流電源が喪失した場合	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施・屋内避難 一般住民の避難準備 安定ヨウ素剤の服用準備	屋内退避準備
全面緊急事態	原子力発電所外に放射性物質が放出される可能性が高い状態	冷却機能が喪失した場合	全住民の避難実施 安定ヨウ素剤の服用	屋内退避の実施 避難の準備

※避難の実施に通常以上の時間がかかる高齢者や障がいをお持ちの方など、また、安定ヨウ素剤の服用ができない方など

放射性物質が放出される前の場合

- PAZ(5km圏)内は原子力発電所の状況に応じて、避難を実施します。
- UPZ(5~30km圏)内は屋内退避を実施

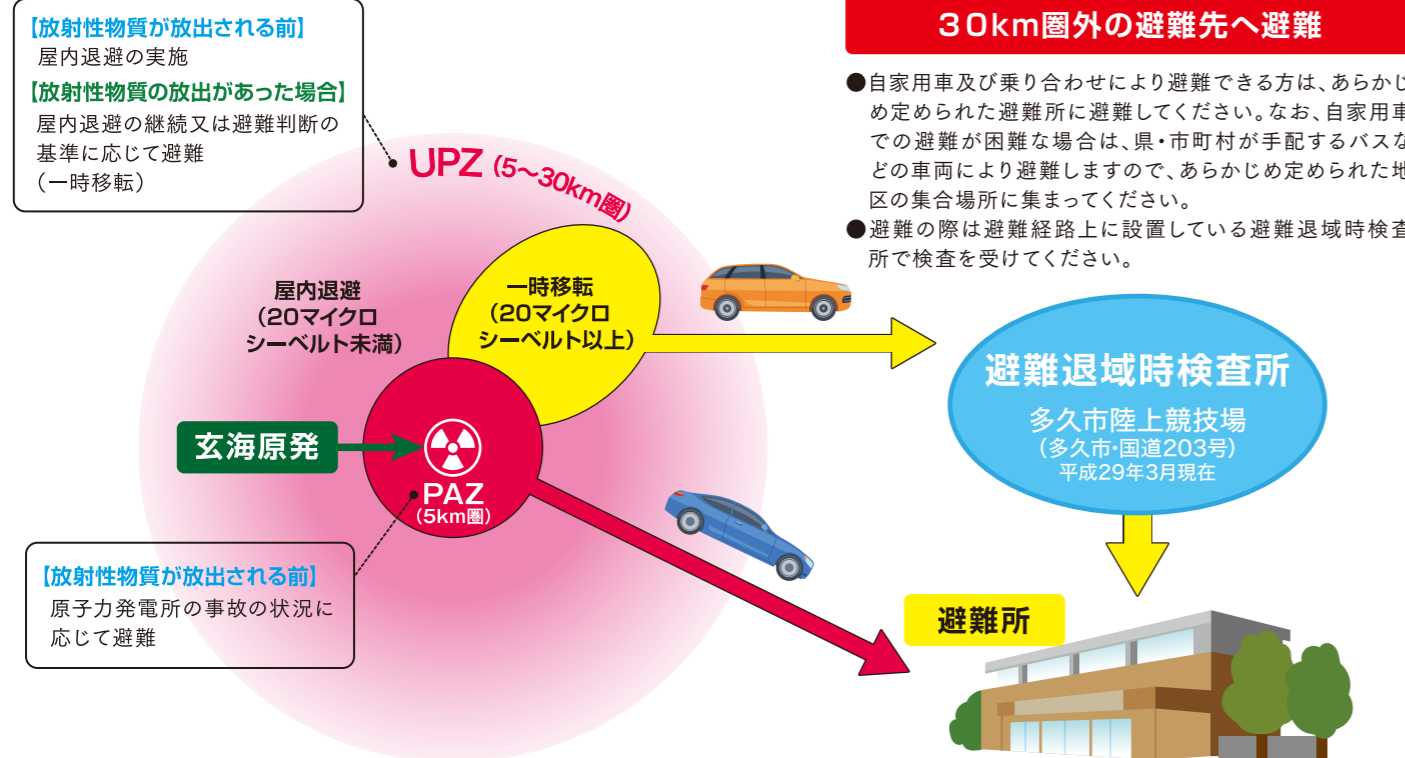
放射性物質の放出があった場合

- UPZ(5~30km圏)内及びその外側では各地域の放射線量率の測定結果に基づき、下記の判断基準により避難が必要な地域を特定して避難などの実施を判断します。

UPZ(5~30km圏内)の避難判断の基準	とるべき対応
毎時20マイクロシーベルトを超える地域	1週間以内に避難(一時移転)
毎時500マイクロシーベルトを超える地域	1日以内に避難

30km圏外の避難先へ避難

- 自家用車及び乗り合わせにより避難できる方は、あらかじめ定められた避難所に避難してください。なお、自家用車での避難が困難な場合は、県・市町村が手配するバスなどの車両により避難しますので、あらかじめ定められた地区の集合場所に集まってください。
- 避難の際は避難経路上に設置している避難退域時検査所で検査を受けてください。



原子力に関する情報入手

- 佐賀県の原子力安全行政 <https://www.pref.saga.lg.jp/list00516.html>
- 佐賀県環境放射線モニタリングシステム <http://www.saga-atom.jp/pc/index.html>
- 玄海原子力発電所 環境放射線モニタ http://www.kyuden.co.jp/php/nuclear/genkai/g_env_monitor.php
- 原子力規制委員会 放射線モニタリング情報共有・公表システム <https://www.irms.nsr.go.jp/nra-ramis-web/>

※放射線モニタリング情報共有・公表システムは、全国の放射線モニタリング結果がマップ形式で閲覧できるサイトです(平常時、原子力災害発生時)。出典:原子力規制委員会ホームページ <https://www.nsr.go.jp/index.html>

